和歌山県立医科大学改革基本方針

平成 1 6 年 5 月和 歌 山 県

はじめに

大学を取り巻く環境は、少子化の進行による学生数の激減、国立 大学の法人化などによる大学間競争の激化、国・地方に共通する財 政悪化等により、極めて厳しい状況におかれている。

その一方で、知の時代ともいわれる 2 1 世紀において、大学は学問や文化の継承と創造を通じ、人類や国際社会への貢献がますます求められており、個性豊かな大学づくりや大学運営の活性化など、大学の改革と新生に対する期待は大きくなっている。

和歌山県立医科大学(以下「県立医科大学」という。)においても、これらの環境変化への対応、保健医療の中核としての役割の充実、紀北分院のあり方等の諸課題に取り組んでいくことが求められている。

県内外の有識者で構成された「県立医科大のあり方懇談会」から 『和歌山県立医科大学のあるべき姿のために』と題する提言(以下 「提言」という。)が、平成15年12月22日に知事に提出され た。

この提言を受けて、県立医科大学を設置・運営する立場から提言 内容に検討を加え、県立医科大学がどのような課題に直面しており、 その課題の解決にはどのような方策があり、その方策を実施するた めにはどのような改革が必要であるか、ということを検討し、県立 医科大学改革のための基本方針としてとりまとめたものである。

目 次

1		県立医科大学改革の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	 •	•	•	•	1
2		現状と改革の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	 •	•	•	•	2
	1	1)地域に貢献する大学、開かれた大学・・・・・・	•	 •	•	•	•	2
	2	2)地域医療の充実・・・・・・・・・・・・・	•	 •	•	•	•	2
	3	3)良き医療人の育成・・・・・・・・・・・・・	•	 •	•	•	•	3
	4	4)学外関係機関との連携・・・・・・・・・・・	•	 •	•	•	•	3
	5	5)「和歌山ならではの健康文化」の創造・・・・・・	•	 •	•	•	•	4
3		改革の取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	 •	•	•	•	4
	1	1)組織・運営の活性化・・・・・・・・・・・・	•	 •	•	•	•	4
	2	2) 自主性・自律性の発揮・・・・・・・・・・・	•	 •	•	•	•	5
	3	3)適正な評価システムの確立・・・・・・・・・	•	 •	•	•	•	5
	4	4)説明責任の遂行・・・・・・・・・・・・・・・	•	 •	•	•	•	5
4		改革の実現に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	 •	•	•	•	6
	1	1)現行制度の限界と県行政からの独立・・・・・・	•	 •	•	•	•	6
	2	2)地方独立行政法人制度の活用・・・・・・・・・	•	 •	•	•	•	6
	3	3)今後の取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	 •	•	•	•	7
5		紀北分院について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	 •	•	•	•	8
	1	1)紀北分院の大学附属病院としての必要性・・・・・	•	 •	•	•	•	8
	2	2) 紀北分院の今後の方向性・・・・・・・・・・	•	 •	•	•	•	8

1 県立医科大学改革の目的

県立医科大学をめぐる環境においても、保健医療に対する住民ニーズの高度 化、多様化への対応、財政改革等が喫緊の重要な課題となっている。また、め まぐるしく変わる社会情勢に対しては迅速な対応が求められるが、現在の体制 では意思決定に多くの時間を必要とし、さらに予算執行や人事に自由度が少な いため、必要な事業に即座に対応できないなどの障害も多くあり、そのことが 大学機能のさらなる充実の妨げになっている。

そこで県立医科大学の改革を考えるにあたり、どのような改革を目指すべき かを明確にするため、次のような改革の目的を掲げた。

改革の目的

激変する社会情勢の中、県立医科大学が果たすべき使命は 本県唯一の医科大学として良き医療人を育成すること

県内の医療機関をリードする中核機関として県民に信頼される良 質の医療を提供すること

医学・医療の発展の中核として、県民の健康の維持・増進に対して寄与することである。

そのため、これらの使命達成に向けて大学の教育・研究・診療機能を総合的に高めていくことが肝要であり、以下の観点に着目した大学改革を進めていかねばならない。

効果的・効率的な経営が可能となる自主性・自己責任を高めた組織であること

県民に対し開かれた大学として情報開示や外部意見の反映に努めること

高等教育機関の拠点として産学官や大学間等との多様な連携強化 を進めること

県立医科大学が活力に溢れ、唯一の県立大学として県民に対する貢献を充実 し、いかんなく大学機能を発揮していくにはどのような課題があり、その解決 方法は何かを明らかにして必要となる改革の方向性を検討する。

2 現状と改革の方向性

1)地域に貢献する大学、開かれた大学

県立医科大学には、地域に密着した教育・研究・診療活動への取組みが要請されている。そのためには、県民の多様なニーズに対応できる大学であることが求められ、県民の期待が大学運営に十分反映される仕組みが必要である。

県立医科大学は、提言にあるように、教育・研究・診療という重要な役割を遂行するため努力を重ねて来たものであるが、行政機関としての制約の中において、より一層の地域貢献を行うことには限界があり、限られた財源を効率的・効果的に活用し、柔軟に運用できる体制が求められている。

県立医科大学の役割・使命が県民に理解され、県民の支持を得るには、県立 医科大学の目標とその達成状況、医療・教育・研究の内容や患者の視点に立っ た診療情報などの情報を積極的に公表し、説明責任を十分に果たしていくこと が重要である。

2)地域医療の充実

県立医科大学は、本県と大阪南部を含めた地域医療の中核拠点であり、学内の各診療科等では、地域の開業医等を対象に医学医療についての研修会等を開き、地域の保健・医療レベルの向上に寄与している。

県立医科大学の役割の一つに、県内の医療機関への医師の供給がある。県立 医科大学としては、地域の医療機関の要望にできるだけ応えられるよう努力し てきたが、様々な課題もあるため、医療機関が必要とする医師の適正な需給の あり方について、県及び関係機関と連携して考えていくことが必要である。

一人の医師で多領域の疾病の診療に対処することができる総合診療医を育成することは、へき地医療においても有効であり、県立医科大学では、積極的に総合診療医の育成に努める必要がある。

へき地医療においては、インターネット等を活用した遠隔医療システムを充実させることなど、現段階で実行可能なものについては鋭意行っているが、県内を網羅するには至っていない。今後は民間からの資金活用等も考え、より柔軟に施策を展開できる体制づくりが急務である。

また、近年、診療と並んで重要になっているのが、疾病の予防である。予防 あるいはより積極的な健康増進施策を県立医科大学が支援することで、県民の 疾病による負担を軽減し、県民の健康で豊かな生活の実現につなげることがで きる。

3) 良き医療人の育成

高齢化社会の急速な進展や介護保険制度の導入などを背景に、地域の医療・ 福祉の充実が、地方自治体では重要な課題となっている。

県立医科大学において、平成16年4月に、県民の多様化、高度化する健康・福祉ニーズに応えることができる資質の高い保健看護専門職を育成する保健看護学部を開設した。医師と看護師のいわば医療の両輪である人材育成機関として整備されたところであり、これまで以上にチーム医療の充実などきめ細かな県民の保健医療への貢献を目指している。

良き医療人を育成するため、県立医科大学では全人的な学部教育の充実を鋭意進めているところであるが、高いレベルの専門職業人の教育を行う大学院の一層の拡充についての検討も必要である。高度な教育体制の充実と研究環境の整備は、卒後臨床研修医など若い人材が集まる魅力となる。

また一方では、医療・福祉に携わるのは、理学療法士、作業療法士、薬剤師、 検査技師等のいわゆるコ・メディカルスタッフ、さらに介護士など多岐に及ん でおり、それらの職種のレベル向上は県民にとって心強いものとなる。意欲の あるコ・メディカルスタッフが、より高度な医療知識を修得できる場として、 県立医科大学の大学院に修士課程を設置することについて検討することも重要 である。県民の医療・福祉の向上のためには、県立医科大学として学外の社会 人を受け入れて再教育する場を提供することが必要である。

このような社会の要請に機敏に対応できる体制を有することが不可欠である。

4)学外関係機関との連携

産学官連携を積極的に進めるためには、大学としての研究成果の活用ルールを整備し、共同研究や受託研究に積極的に取り組むとともに、特許法や商法などの事務手続きに精通した職員を配置することにより、大学の知的財産をどのように保護・活用していくか、などについて検討が必要である。

社会の多様化、国際化、高度情報化また生涯学習の高まりなど、県民の知的要求の高まりに対処するため、地域の大学が地域社会をリードすることが求められている。本県では、8つの高等教育機関が連携・協力して「高等教育機関コンソーシアム和歌山」が設置されており、単位互換や共同公開講座、科学教室等の開催などを行っている。その中で、県立医科大学は保健・医療に関係するテーマで県民ニーズに応えた公開講座を積極的に行うとともに、市町村からの講演等の要請にも応えている。

県立医科大学はこれまで、保健や医療関係の機関と連携して相当の人材や労

力を注いできたが、高齢化の進展や介護保険制度の導入などを背景として、保健・医療と連携した福祉の充実が求められており、福祉分野との積極的な協力体制を確立する必要がある。

5)「和歌山ならではの健康文化」の創造

高齢化、疾病構造の変化など、県民の健康を取り巻く環境は大きく変化しており、このような変化に対応した教育・研究・診療活動が求められている。

今日まで、県立医科大学は、教育・研究・診療活動において、多くの成果と 実績を築いてきており、そこには、蓄積された有形・無形の貴重な資源が存在 する。

魅力ある地域の大学として、今後更に飛躍するためには、これら資源を積極的に活用し、最先端の教育・研究・診療の活動を追究することはもちろんのこと、本県の抱える課題の一つであるへき地医療対策のため総合診療医の養成などにも力を注ぐ一方で、最近、注目されているこころの癒しや自然や温泉などの地域資源の特性を生かした健康づくりへの試みなどを医療現場に応用することが必要である。そのためには、幅広い活動が実現できる体制が望まれる。県立医科大学として、和歌山から全国に発信できる地域に根ざした「和歌山ならではの健康文化」を創造することが重要である。

3 改革の取組み

県立医科大学の改革の方向性に示されたあるべき姿を追求し、その果たすべき使命を達成するには、県立医科大学自身の基盤を強化し確固たるものにすることが不可欠であり、そのためには以下に掲げるような具体的な改革に取り組むことが必要である。

1)組織・運営の活性化

ア)権限と責任の明確化

現在の意思決定システムの重層化及びその結果としての権限と責任の曖昧さを解消し、大学の長が強力なリーダーシップを発揮し、迅速かつ機動的な組織運営が可能となる体制とする。

イ)医局講座制のあり方の検討

医局講座制には、専門特化した医療技術への対応などに適しているが、 反面、組織間の横断的な連携や教員の自由な活動を阻害する要因との指摘 もあり、医局講座制のあり方について検討を行う。

ウ)民間的発想を導入するための人材登用

大学運営において組織を活性化するため、民間的な発想とノウハウを取り入れる必要がある。そのためには、任期制や公募制導入、年俸制の採用等を検討するなど教職員の多様性・流動性を高める人材登用制度を導入する。

2) 自主性・自律性の発揮

大学が自主性・自律性を最大限発揮できるよう、人事面においては、大学の裁量を拡大し、柔軟な職員定数管理・雇用形態・給与体系・勤務時間体系の導入を図り、財務面においても効果的・効率的な運営が可能となるよう大学の自主性・自己責任を大幅に高める。

3) 適正な評価システムの確立

ア)目標設定と自己評価

大学の使命に基づいた目標や計画を策定し、その達成状況を正当に評価するとともに、評価結果を反映した改善がなされるような目標評価システムを導入する。

イ)外部評価制度の導入

大学運営に高い識見を有するメンバーで構成される評価組織を県に設置して総合評価を実施する。教育・研究分野については、専門的な観点から評価のできる大学評価・学位授与機構や大学基準協会などの外部機関を活用する。

ウ)人事評価システムの導入

職員の能力や業績を適正に評価し、給与や処遇に反映できるシステムの 導入を図る。

4)説明責任の遂行

ア)業務内容の透明化と情報開示

県民や患者、学生に対して大学の業務内容を透明化し信頼感を高めるために、積極的な情報開示を図る。

イ)大学経費と県負担の関係の明確化

コスト分析が可能で資産状態が把握できる企業会計方式を導入し、大学 経費と県負担の関係の明確化を図る。

4 改革の実現に向けて

1)現行制度の限界と県行政からの独立

県立医科大学のあるべき姿を目指して改革に取り組んで行くためには、現行の地方自治法や地方公務員法等の枠組みにおいては制約が多く、改革の実現に障害となっており、現行制度の枠組みを大きく変えることが必要である。

提言にもあるように、県立医科大学がその機能を一層発揮するためには、 大学自らの権限と責任において、自主的、自律的な運営が可能となるシステムづくりが重要となっている。そのためには、県行政から独立した組織として附属病院も含め県立医科大学に法人格を付与し、適正な評価システムを確立して説明責任を遂行しながら、主体的に運営することが大学の活性化に有効である。しかし、県立医科大学の果たすべき役割は、その公共性・公益性が高いため、完全な民営化の手法はなじまず、設置者としての県の責任を明確にした運営形態であるべきである。

2)地方独立行政法人制度の活用

提言で言及されている地方独立行政法人化については、新しい財務会計システムの導入や保有する財産の鑑定評価料等の初期投資費用に加え、理事や監事等の役員報酬、システムの運営費などの新たな費用負担の必要性等の問題はあるものの、設立団体としての県と県立医科大学との責任の所在の明確化などそのメリットとして、

- ア)法人組織の権限と責任の明確化が図られ、迅速かつ機動的な組織運営が可能なこと
- イ)学外からの有用な人材を適時・適切に登用することが可能となり、組織 の活性化が可能なこと
- ウ)給与や勤務条件等の人事面で大学の裁量が広がり、職員の能力をフルに 発揮できる仕組みづくりが可能なこと
- エ)予算作成や執行等の面で、県の関与を緩和し、繰越措置や複数年にわた る計画的な財務運営が可能となるなど大学の自由度が高まること
- オ)企業会計原則の導入により、コスト分析が可能で運営状況が明確となる こと
- カ)法人に対する県の運営費交付金は、使途を特定しない交付金であること から、法人の自主性・自律性の下に柔軟に使用可能なこと
- キ)法人の目標や計画、達成状況、業績に対する第三者評価の結果、財務の 状況など情報開示が義務づけられ、業務内容がより透明化されること
- ク)法人化を契機とする数々の変革により、職員の意識改革が図れること

ケ)法人化により、自己決定・自己責任が徹底され、より効率的・効果的な 業務の実施が期待できること

などがあげられる。

組織・運営の活性化、自主・自律性の発揮、適正な評価システムの確立、 説明責任の遂行等県立医科大学に求められている改革を実現するためには、 地方独立行政法人制度の活用が有効と考えられる。

また、国立大学においては、平成16年度当初に独立行政法人に移行したところであり、秋田県の新設大学(国際教養大学)は設立当初から地方独立行政法人としてスタートし、他の公立大学においても地方独立行政法人化の検討が行われつつある状況である。今後更に厳しくなる大学間競争を勝ち抜き、また大学間連携をスムーズに行っていくためにも、地方独立行政法人化を目指すべきである。

地方独立行政法人化は、単なる財政支出の削減を目的とした「民営化」や「独立採算性」とは異なり、県が議会の議決を経て法人の中期目標を定めるほか、中期計画や年度計画などに関与し、県の評価委員会が業務の実績評価を行いながら、県が引き続き必要な財政措置を行うものである。したがって、この法人化は県立医科大学の果たす公共性・公益性を確保しながら、その活性化を図り、大学運営・経営の効率を高め更なる教育・研究・診療機能の維持向上を目指すものである。

3)今後の取組み

今後は、改革の実現に向けて、県立医科大学の特性、自主性、自律性が確保できるように十分配慮しながら、県立医科大学地方独立行政法人化の具体像の検討に着手し、平成16年中を目途に「県立医科大学法人化基本計画(仮称)」の策定を進め、平成18年4月1日の法人化を目途として鋭意作業を進めていくものとする。

なお、基本計画の策定にあたっては、提言の趣旨を踏まえ、関係職員団体等と十分な意思疎通を行うものとする。

特に、法律上公立大学法人の職員の身分は「非公務員」とされており、身分関係等が大きく変更されることとなるので、その取扱いについては、十分配慮しながら検討を進めていくものとする。

5 紀北分院について

1)紀北分院の大学附属病院としての必要性

近年複合した生活習慣病を抱える患者や様々な疾病を抱える高齢者等が増加しており、多科に跨る幅の広い医療に対応できる「総合診療医」の養成が強く求められている。総合診療能力の養成は大学全体で取り組まねばならないが、大学附属病院本院では専門化・細分化された医療が主体となっており、初期診療や一次・二次救急医療を体験できにくいという状況がある。

紀北分院では、地域に密着した病院として、また様々な疾患を抱える患者が多く、総合診療医を養成するフィールドとして適しているという状況にあり、大学附属病院本院における教育・研修機能を補完して研修医を指導できるシステムを有し、総合的な診療能力を養成する教育・研修機能において実績を挙げてきており、今後より一層重要な役割を果たしていくため、大学附属病院として存続する必要がある。

2)紀北分院の今後の方向性

紀北分院の今後については、近隣公設医療機関との関係や患者数の動向などを考慮し、県の医療施策として不足している面を補う役割や、これまでにない新たな機能の付与という視点が不可欠である。

紀北分院は、今後とも、大学附属病院として、総合診療能力の高い医師を 育成するための教育研修機能の充実と併せ、看護師・保健師などの教育、救 急救命士教育など幅広いコ・メディカルスタッフの養成を行うとともに、高 齢化の進んでいる地域にある病院として、新たな高齢者の保健医療を創造す るなど、紀北分院の特性に着目した地域に密着した医療を通じ、新たな課題 を発見、解決し、その研究成果を県内外に発信し、県民医療のさらなる向上 に寄与できる機能を付加する必要がある。

また、地域医療の中核拠点として、住民に信頼され、支持される地域に根 ざした規範となる病院になることも重要である。

しかし、紀北分院の建物は、老朽化が著明であり、紀北分院の現在の機能 と新たに付加する教育・研究・診療機能を受け入れることができる施設整備 や、耐震化など抜本的な医療環境整備について、財政状況も勘案しながら早 急に具体的に検討する必要がある。

紀北分院の今後については、上記の観点に立ち県立医科大学全体の法人化の中で、検討するものとする。